

令和2年度緊急運行管理者等連絡協議会

～事業用自動車の事故発生状況等について～

令和3年3月23日

沖縄総合事務局運輸部監査指導課

事業用自動車の事故発生状況について

事業用自動車事故件数及び死傷者数（H26～R1）

事業用自動車事故件数及び死傷者数(H20, H26～R1)

死傷者数 事故件数	モード別	平成20年		平成26年		平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		令和元年	
		沖縄	全国	沖縄	全国	沖縄	全国	沖縄	全国	沖縄	全国	沖縄	全国	沖縄	全国
死者数	バス	0	13	0	18	0	17	1	24	0	15	0	16	0	15
	ハイ・タク	1	50	0	42	1	49	1	52	2	39	2	48	3	47
	トラック	0	450	3	340	2	308	0	287	0	298	0	273	0	271
	小計	1	513	3	400	3	374	2	363	2	352	2	337	3	333
重傷者数	バス	8	283	4	213	1	151	6	176	3	163	1	140	3	167
	ハイ・タク	64	1,082	33	714	23	716	35	729	34	747	34	693	27	750
	トラック	7	2,007	9	1,337	6	1,105	5	1,321	9	1,391	3	1,371	6	1,318
	小計	79	3,372	46	2,264	30	1,972	46	2,226	46	2,301	38	2,204	36	2,235
軽傷者数	バス	19	3,950	24	2,355	20	1,604	23	1,923	14	1,748	20	1,734	9	1,485
	ハイ・タク	460	26,897	368	17,981	280	14,078	287	15,112	287	14,593	262	13,290	230	12,016
	トラック	88	35,049	44	22,325	14	14,743	64	22,081	59	21,528	44	20,720	55	18,339
	小計	567	65,896	436	42,661	314	30,425	374	39,116	360	37,869	326	35,744	294	31,840
事故件数	バス	25	3,427	25	1,972	17	1,772	27	1,556	14	1,498	9	1,468	11	1,282
	ハイ・タク	462	24,030	367	16,042	265	14,843	323	13,526	284	13,171	235	11,954	232	10,996
	トラック	76	28,838	39	17,801	26	17,303	50	18,236	45	17,985	39	17,396	51	15,606
	小計	563	56,295	431	35,815	308	33,918	400	33,318	343	32,654	283	30,818	294	27,884

注：事業用自動車第1当事者となった交通事故である。

飲酒運転	モード別	H20	H26	H27	H28	H29	H30	R1
	バス	0	0	0	0	0	0	0
	ハイ・タク	2	1	1	0	0	0	1
	トラック	0	0	0	1	0	0	0
	小計	2	1	1	1	0	0	1

注：飲酒運転については道路交通法第108条の34に基づく年度毎の通知件数である。

事業用自動車の重大事故（令和1年）

（1）事故種類別件数及び死傷者数

区分 事業別	合計			転覆			火災			衝突			車内			＜対人＞死傷 (車内死傷除く)			健康起因			車両故障			その他		
	件数	死者	重軽傷	件数	死者	重軽傷	件数	死者	重軽傷	件数	死者	重軽傷	件数	死者	重軽傷	件数	死者	重軽傷	件数	死者	重軽傷	件数	死者	重軽傷	件数	死者	重軽傷
バス	7	1	8							2	1	4	2		2	1		1	1		1						
ハイ・タク	15	3	16							5	2	7	1		1	8	1	7	1		1						
トラック	11	1	8				1			4	1	4				3		3	1		1			1			
計	33	5	32	0	0	0	1	0	0	11	4	15	3	0	3	12	1	11	3	0	3	2	0	0	1	0	0

重傷：自賠責法施行令第5条第2号又は第3号に掲げる傷害を受けた場合（例：脊柱の骨折、上腕又は前腕の骨折、内臓破裂、14日以上入院など）

（2）事故起因別件数

区分 事業別	車両の故障に起因するもの	乗務員に起因するもの	その他の原因に起因するもの (被害者の不注意、道路不良等)
バス	1	4	2
ハイ・タク	0	13	2
トラック	2	8	1
計	3	25	5

重大事故：自動車運送事業者から自動車事故報告規則（運輸省令）に基づき報告された事故

（例）①自動車転覆・転落・火災を起こしたもの（転覆：路面と35度以上傾斜、転落：道路外に50cm以上転落、火災：当該自動車又は積載物品の火災）

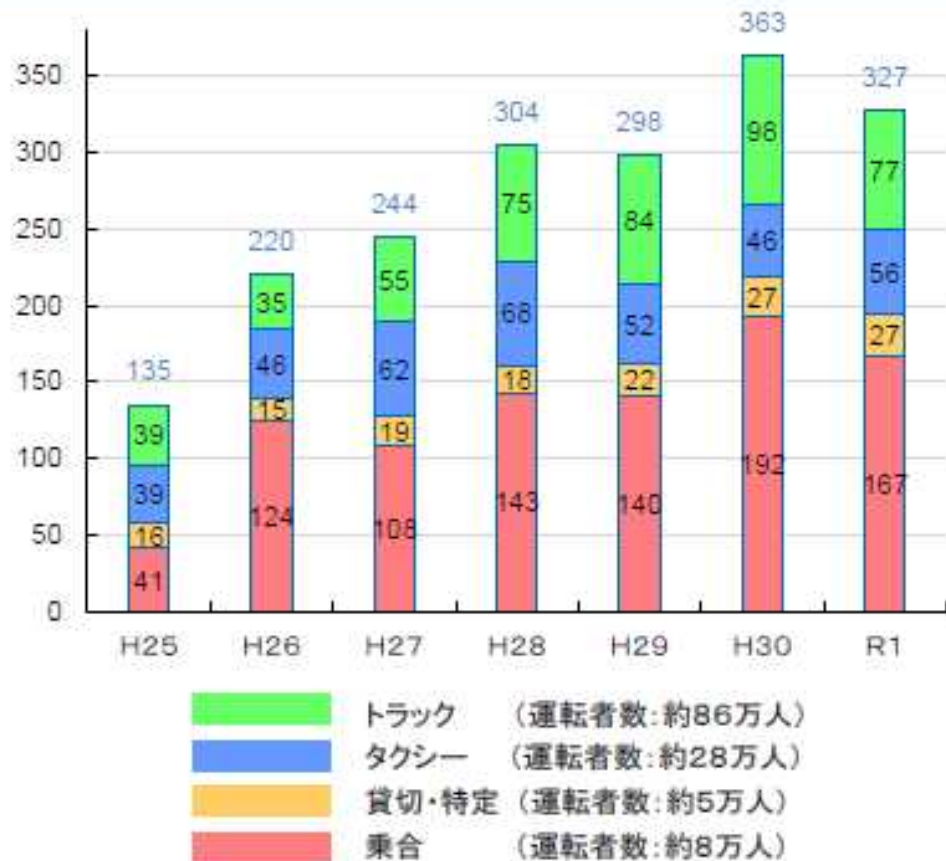
②自動車により死者又は重傷者を生じたもの

③自動車の主要装置故障により運行不能になったもの、車輪が脱落したもの

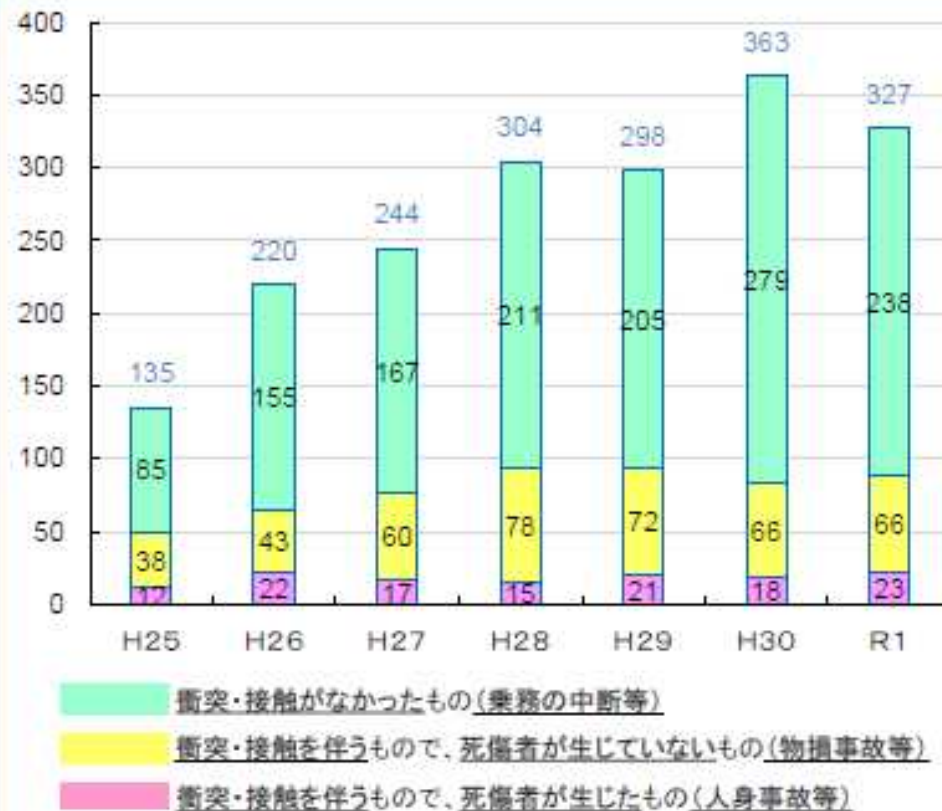
健康起因事故発生状況と 健康起因事故防止のための取組

○運転者の疾病により事業用自動車の運転を継続できなくなった事案として、自動車事故報告規則に基づき報告のあった件数は、健康起因事故に対する事業者の意識の高まり等を反映し増加傾向にある。(報告件数は引き続き、乗合バスが最も多い)
 ○令和元年は運行の中断等、交通事故に至らなかったものが約7割と大半を占める。

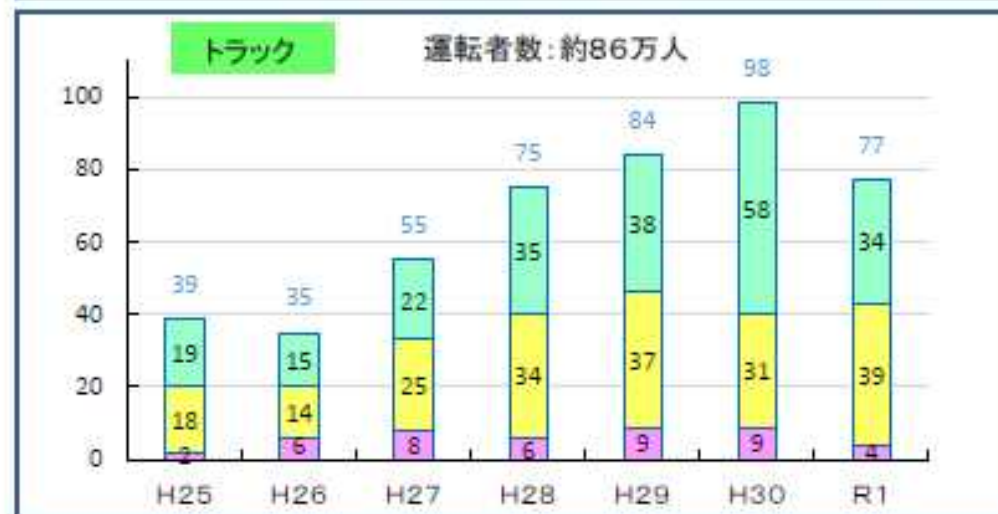
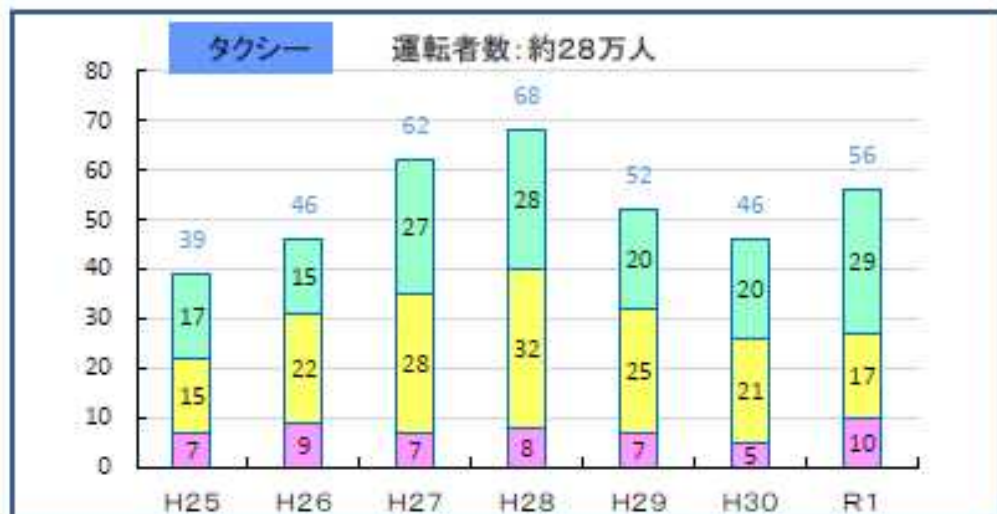
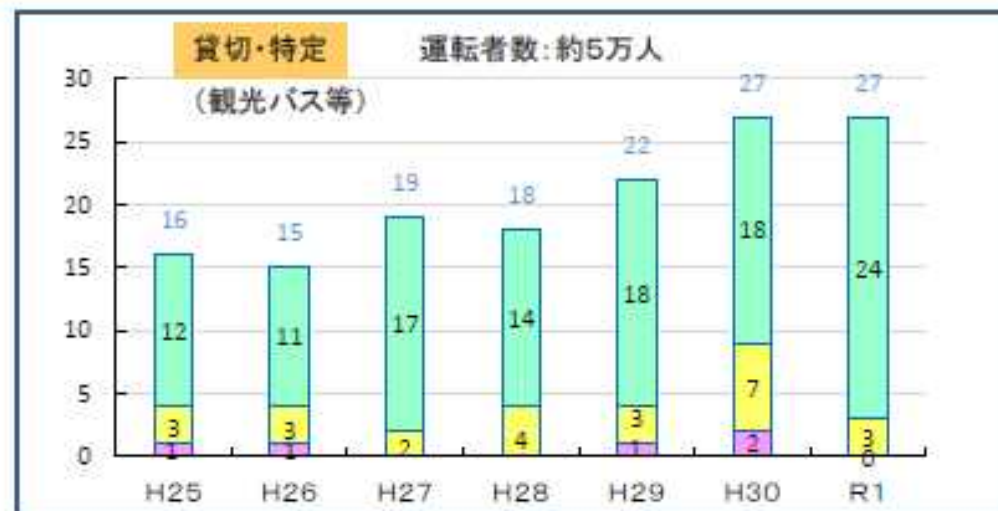
健康状態に起因する事故報告件数 (業態毎の件数)



健康状態に起因する事故報告件数 (報告内容毎の件数)



○乗合バス、トラックにおける令和元年の健康起因事故報告件数は、前年に対して減少している。
 ○タクシーは平成28年以降、健康起因事故報告件数が減少していたが、令和元年は再び増加している。

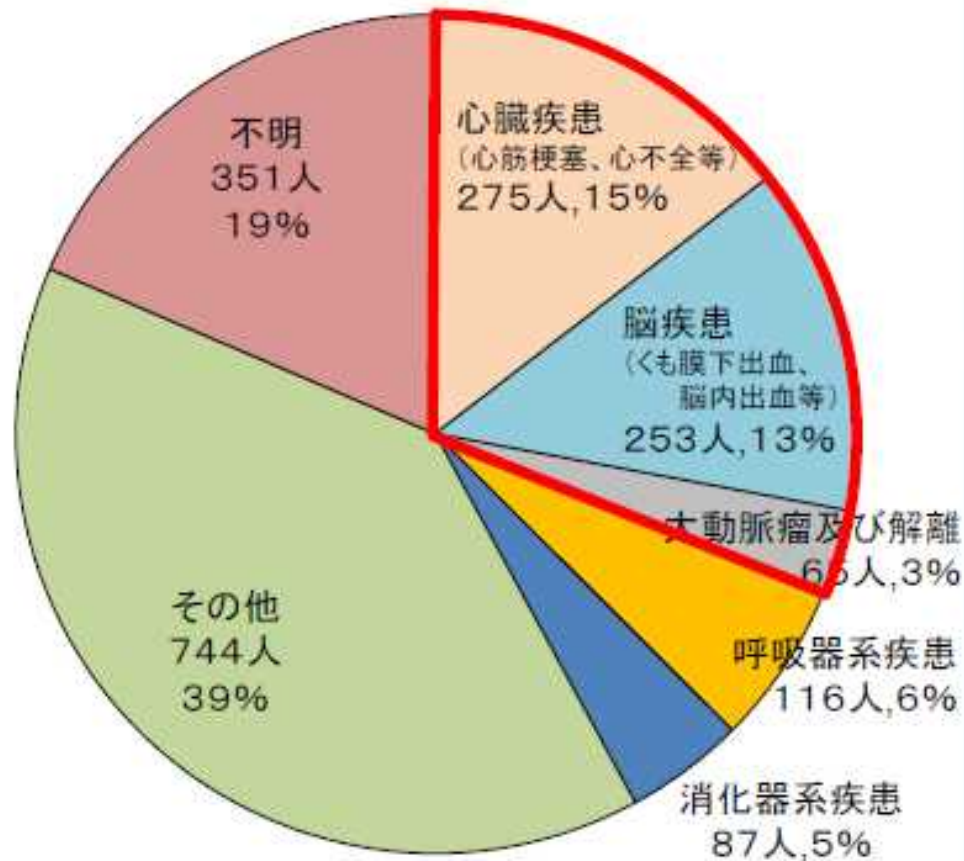


■ 衝突・接触がなかったもの (業務の中断等)
 ■ 衝突・接触を伴うもので、死傷者が生じていないもの (物損事故等)
 ■ 衝突・接触を伴うもので、死傷者が生じたもの (人身事故等)

○過去7年間で健康起因事故を起こした運転者1,891人のうち心臓疾患、脳疾患、大動脈瘤及び解離が31%を占める。
 ○うち、死亡した運転者327人の疾病別内訳は、心臓疾患が53%、脳疾患が12%、大動脈瘤及び解離が14%を占める。

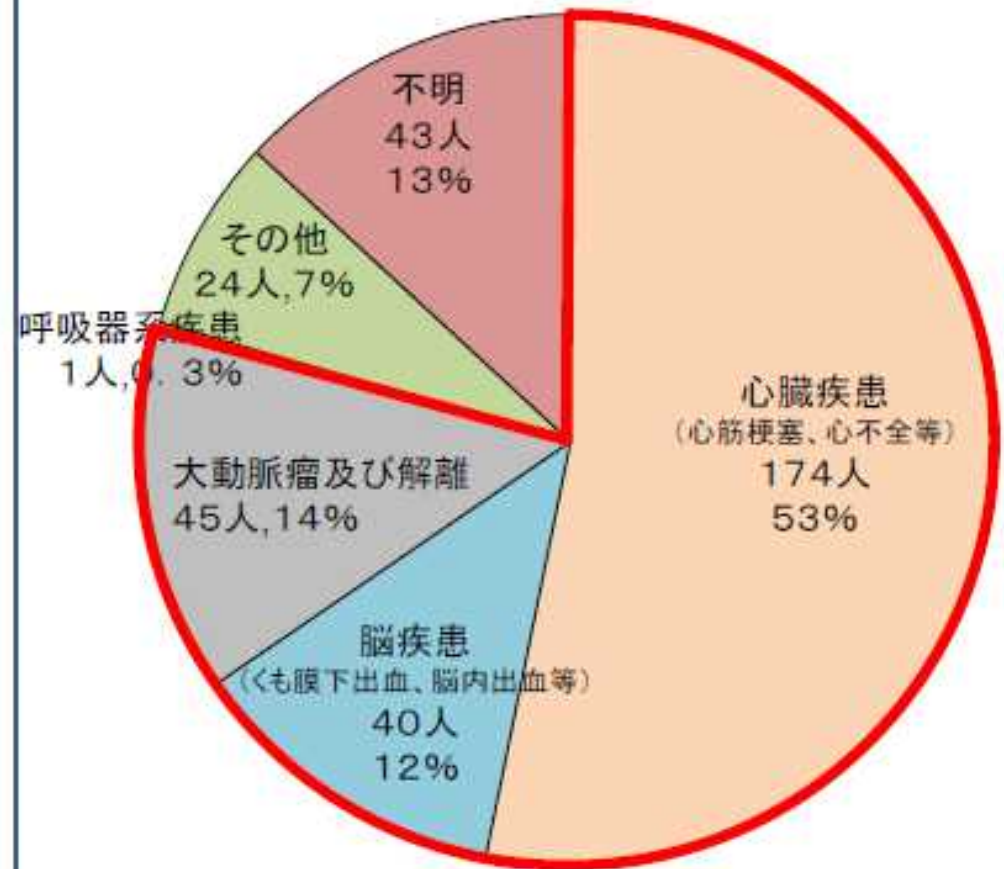
健康起因事故を起こした運転者の疾病別内訳 (平成25年～令和元年)

計1,891人



健康起因により死亡した運転者の疾病別内訳 (平成25年～令和元年)

計327人



【制度・体制構築】

従来からの法令上の義務

- 「乗務員の健康状態の把握」、「疾病等により安全な運転ができないおそれのある乗務員の乗務禁止」
⇒ 雇い入れ時の健康診断及び定期健康診断実施の義務付け
- 「運行管理者による点呼時の確認」
⇒ 乗務前点呼により、疾病等で安全な運転をすることができないおそれの有無等について確認

健康管理に関するマニュアルの策定・改訂

- 『健康管理マニュアル』（平成22年7月策定 平成26年4月改訂）
⇒ 健康状態の把握、就業上の措置の決定等について具体的方策を整理
⇒ SAS、脳血管疾患及び心臓疾患に関するスクリーニング検査を推奨
- 『睡眠時無呼吸症候群(SAS)対策マニュアル』（平成15年6月策定 平成19年6月及び平成27年8月改訂）
- 『脳血管疾患対策ガイドライン』（平成30年2月策定）
- 『心臓疾患・大血管疾患対策ガイドライン』（令和元年7月策定）

事業用自動車健康起因事故対策協議会

平成27年9月

スクリーニング検査の効果的な普及方策について審議するため、産学官の関係者からなる協議会を国土交通省自動車局に設置

「自動車運送事業者に対する行政処分等の基準」の 改正について

行政処分基準等を改正する通達案に関する意見募集について

令和3年2月13日
国土交通省
自動車局

自動車運送事業（トラック、バス、タクシー）の運転者の疾病により事業用自動車の運転を継続できなくなった事案として、自動車事故報告規則に基づき報告される件数は増加傾向にあり、また、報告中、運行の中断等、交通事故に至らなかった事案が大半を占めているが、運転中に操作不能となったものが約2割にのぼっております。

道路運送法第27条第2項及び貨物自動車運送事業法第17条第2項の規定により、「事業者は、事業用自動車の運転者が疾病により安全な運転ができないおそれがある状態で事業用自動車を運転することを防止するために必要な医学的知見に基づく措置を講じなければならない。」とされておりますが、必ずしも遵守されていない事例があるものと考えことから、健康状態の把握等を適切に行わずに重大事故を惹起したような悪質な違反について、行政処分の対象に追加する改正を行います。

つきましては、下記のとおり要領にて広く国民の皆様から当該検討内容に対するご意見を募集いたします。

<意見募集要領>

1. 意見募集対象

「自動車運送事業者に対する行政処分等の基準」の改正（通達改正）

2. 資料入手方法

- ① 電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載 <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>
- ② 国土交通省自動車局安全政策課において配布

3. 意見募集期間

令和3年2月13日（土）～令和3年3月14日（日）（必着）

4. 意見提出方法

後掲する意見提出様式にない、氏名、住所、所属、連絡先（電話番号・電子メールアドレス）及び本件へのご意見を明記の上、次のいずれかの方法でご提出ください。

なお、電話によるご意見の受付はいたしかねますので、ご了承ください。

① インターネット

上記電子政府の総合窓口の意見提出フォームを利用

「自動車運送事業者に対する行政処分等の基準」の改正について

令和3年2月
国土交通省自動車局

I. 背景

自動車運送事業（トラック、バス、タクシー）の運転者の疾病により事業用自動車の運転を継続できなくなった事案として、自動車事故報告規則に基づき報告される件数は増加傾向にある。また、報告中、運行の中断等、交通事故に至らなかった事案が大半を占めているが、運転中に操作不能となったものが約2割にのぼっている。

道路運送法第27条第2項及び貨物自動車運送事業法第17条第2項の規定により、「事業者は、事業用自動車の運転者が疾病により安全な運転ができないおそれがある状態で事業用自動車を運転することを防止するために必要な医学的知見に基づく措置を講じなければならない。」とされているところであるが、必ずしも遵守されていない事例があるものと考えられる。

以上のような状況を踏まえ、健康状態の把握等を適切に行わずに重大事故を惹起したような悪質な違反について、行政処分の対象に追加することとする。

II. 改正概要

以下の違反を新たに行政処分の対象に追加する。

・未受診者による健康起因事故が発生したもの（注1）（注2）

初違反 40日車 再違反 80日車

（注1）健康起因事故とは、当該運転者が、脳疾患、心臓疾患および意識喪失により生じた重大事故をいう。

（注2）事業者が、当該運転者の事故発生日から過去1年以内に法定の健康診断を受診させずに乗務させていた場合などに適用する。

<参考> 現行の行政処分等の基準

1 疾病、疲労等のおそれのある乗務			
① 未受診者1名	初違反： 警 告	再違反： 10日車	
② 未受診者2名	初違反： 20日車	再違反： 40日車	
③ 未受診者3名以上	初違反： 40日車	再違反： 80日車	
2 疾病、疲労等による乗務	初違反： 80日車	再違反： 160日車	
3 薬物等使用乗務	初違反： 100日車	再違反： 200日車	

III. 今後のスケジュール（予定）

通達発行：令和3年3月中

通達施行：令和3年4月1日

事業用自動車総合安全プラン2025（案）について

世界に誇る安全な輸送サービスの提供を実現するために、行政・事業者・利用者の『安全トライアングル』により、総力を挙げて事故の削減に取り組むべく、第11次交通安全基本計画と期間を合わせた事業用自動車の安全プランを策定。

ポイント

- 依然として発生する**飲酒運転、健康起因事故**等への対策、**先進技術の開発・普及**を踏まえた対策、**超高齢社会におけるユニバーサルサービス提供強化**を踏まえた事故防止対策
- 新型コロナウイルス感染症拡大、激甚化・頻発化する災害等に対し、**新たな日常**への移行に伴う事業環境変化における安全対策
- **重傷者数に対する削減目標**とともに、業態毎に一層の事故削減を図るため、**各業態の特徴的な事故に対する削減目標**を設定

【重点施策】

1. 「新たな日常」における安全・安心な輸送サービスの実現

- ・新型コロナウイルス感染症拡大に伴う運送労働環境の変化と付帯作業の増加への対応
- ・激甚化・頻発化する災害への対応 等

2. 抜本的対策による飲酒運転、迷惑運転等悪質な法令違反の根絶

- ・飲酒運転事故件数の近年の下げ止まりへの対応
- ・社会的関心の高まる「あおり運転」への対応 等

3. ICT、自動運転等新技術の開発・普及推進

- ・ICTを活用した高度な運行管理の実現
- ・無人自動運転サービスに向けた安全確保 等

4. 超高齢社会におけるユニバーサルサービス提供強化を踏まえた事故の防止対策

- ・依然として多発する乗合バスの車内事故への対応
- ・高齢運転者事故への対応 等

5. 原因分析に基づく事故防止対策の立案と関係者の連携による安全体質の強化

- ・各業態の特徴的な事故への対応
- ・健康に起因する事故の増加への対応 等

6. 道路交通環境の改善

- ・高速道路から生活道路に至る道路ネットワークを体系的に整備し、道路の適切な機能分化を推進する 等

【事故削減目標】

<全体目標>

- ① 24時間**死者数225人以下**、バス、タクシーの**乗客死者数ゼロ**
- ② **重傷者数2,120人以下**
- ③ **人身事故件数16,500件以下**
- ④ **飲酒運転ゼロ**

<各業態の個別目標>

- 【乗合バス】 **車内事故件数85件以下**
- 【貸切バス】 **乗客負傷事故件数20件以下**
- 【タクシー】 **出会い頭衝突事故件数950件以下**
- 【トラック】 **追突事故件数3,350件以下**